

平成24年 第8回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成24年5月22日（火）
開会 午後1時 閉会 午後1時12分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森 益美、米田敦弘
- 4 欠席委員名 野木三司
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
 - (1) 議案第50号 京丹後市学校条例の一部改正について
 - (2) 議案第51号 京丹後市学校通学区域規則の一部改正について
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり（全4頁）
- 10 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成24年6月6日

委 員 長 小松 慶三

署名委員 森 益美

平成24年 第8回京丹後市教育委員会会議録（詳細）

〈5月22日（火）午後13時〜〉

〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森 益美、米田敦弘

〔欠席者〕 野木三司

〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和

〔書記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

皆様こんにちは、本当にお忙しいところ臨時会ということでお集まりいただきありがとうございます。ただいまより「平成24年 第8回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

文珠委員を指名しますのでお願いします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

議案第50号、第51号の2議案につきましては、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第50号「京丹後市学校条例の一部改正について」、第51号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

〈米田教育長〉

本日は、急遽臨時教育委員会議をもたせていただきましたところ、ご出席いただきありがとうございます。昨日、久美浜中学校、高龍中学校学校づくり準備協議会が開催されまして、再配置についてはすでにご理解をいただいていたわけなのですけれども、学校名について学校づくり準備協議会として決定していただきました。従いまして、京丹後市学校設置条例と学校通学区域規則の一部改正について教育委員会議で議決していただければ、6月の議会の案件として上程し25年度からスタートできるように、更に準備に拍車をかけて行くということになりますのでよろしくをお願いします。具体的には教育次長から説明いたします。

〈吉岡教育次長〉

教育長の説明と一部重なる分があるかも知れませんが、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議案第50号「京丹後市学校条例の一部改正について」説明させていただきます。

京丹後市学校条例につきましては、5月定例会で田村小学校、神野小学校と湊小学校の再配置により京丹後市立かぶと山小学校を設置する一部改正について承認をいただいておりますが、先ほどありましたように、久美浜中学校と高龍中学校の再配置について昨日の学校づくり準備協議会において学校名称が確認されましたので、今後の準備の日程を考えると、これについても6月議会に上程をさせていただきたいと考えており、本日提案させていただくものであります。京丹後市学校再配置計画に基づく久美浜中学校と高龍中学校の再配置につきましては、本年2月17日に久美浜中・高龍中学校づくり準備協議会が発足し協議を進めてきておりますが、準備協議会において、再配置の時期を平成25年4月から施行することがすでに確認をされています。また、再配置後の学校名につきましては準備協議会において協議をいただき京丹後市立久美浜中学校とすることとしましたので、これを踏まえ、再配置計画通り久美浜中学校と高龍中学校の再配置を平成25年4月に行うため、市立学校の設置を規定しております京丹後市学校条例の一部を改正するものでございます。協議会で名称を久美浜中学校に選定した主な理由としましては、地域の文化・歴史を考慮しその地域らしいもの、また市域全体、町域全体を見据えるとともに、再配置計画の中学区は町域に1校になるということも検討の中身になっております。

改正文の内容について説明をさせていただきます。別表第2号において中学校の名称と位置を規定しておりますが、京丹後市立久美浜中学校と京丹後市立高龍中学校の項を京丹後市立久美浜中学校に改め、位置については現在の久美浜中学校の施設を拠点校として使用しますので京丹後市久美浜町640番地とします。施行期日につきましては、附則で平成25年4月1日からとさせていただきます。なおご承認いただきましたら、参考資料として議会への提出議案として準備しているものを付けさせていただきますが、5月定例会で承認いただいたものと一緒に合わせまして、1つの条例改正として議会に上程をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、議案第51号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

前議案と同様に、この規則改正も田村小学校、神野小学校及び湊小学校の再配置に伴う学校通学区の見直しについて5月定例会で承認をいただいておりますが、先ほどありました久美浜中学校と高龍中学校の再配置に伴い、久美浜中学校となりますので学校通学区の見直しについて規則の一部改正を行うものです。

改正文の内容について説明させていただきます。別表中番号35の久美浜中学校の通学区が久美浜町内全小学校の通学区域となりますので、その旨改めるものでございます。番号36の高龍中学校は削ることとします。施行期日につきましては、学校条例の改正に合わせまして附則で平成25年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。まず、

議案第50号「京丹後市学校条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

では次に、第51号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈森委員〉

通学区域規則の参考資料のところで久美浜中学校と高龍中学校は35、36になっているのですが、25年の4月1日からということになるとこれは久美浜中学校だけでいいのではないですか。

〈吉岡教育次長〉

参考資料に付けさせていただいているのは、現在のものを付けさせていただいておりますので、改正後のものではなくて改正前のものが付いています。

〈森委員〉

では、かぶと山小学校はどうしてですか。

〈吉岡教育次長〉

かぶと山小学校については、先ほど申し上げましたとおり5月定例会で、既に承認を受けているので改正をさせていただきました。

条例については議会の議決が必要ですが、規則については教育委員会で承認をされるとそれで認められますので、改正後のものをここに参考資料として付けさせていただいております。

〈森委員〉

わかりました。

〈小松委員長〉

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願い致します。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それでは順次お諮りをさせていただきます。

まず、議案第50号「京丹後市学校条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、第51号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

以上をもちまして本日の議事はすべて終了とさせていただきます。

続いて3のその他ということで、事務局から何かございますか。

〈藤村教育総務課長〉

ございません。

〈小松委員長〉

それでは、これをもちまして第8回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

〈 閉会 午後13時12分 〉

[6月定例会 平成24年 6月 6日(水) 午前9時]